

熊本県木育インストラクター養成要領

1 目的

本県では、森林や林業の仕組みや木材利用の意義について学ぶ「木育」に取り組んでいる。

木育に対する意識が高い県民を対象に、実践プログラムの提供や指導を行う「木育インストラクター」を養成することにより、「木育」推進の効果を高めることを目的とし、この要領を定めるものとする。

2 定義

(1) 木育インストラクター（初級）

木育イベント等において補助的な実務を行うことができる能力を有し、県が認定した者をいう。

(2) 木育インストラクター（中級）

木育活動における企画・立案を行うことができる能力を有し、県が認定した者をいう。

(3) 木育インストラクター（上級）

木育活動における企画・立案を行う能力に加えて、新しい木育活動の提案や実践ができる能力を有し、県が認定した者をいう。

3 木育インストラクターの養成

初級、中級、上級の3コースに分けて養成講座を開催し、養成する。

4 木育インストラクター講座の内容

別紙「木育インストラクター養成講座区分表」のとおりとする。

5 木育インストラクター養成講座の受講要件

次の要件をすべて満たすこと

(1) 熊本県内在住者又は勤務地が熊本県内の者であること。

(2) 木育インストラクター養成講座（中級）の受講にあたっては、木育インストラクター（初級）の認定を受けていること

(3) 木育インストラクター養成講座（上級）の受講にあたっては、木育インストラクター（中級）の認定を受けていること

ただし、(2) 又は (3) において国立大学法人熊本大学（以下、「熊本大学」という。）が開催する各級同程度の養成講座を受講し、認定を受けている場合は、熊本県が認定する木育インストラクター各級としての認定を受けているものとみなす。

その際の認定の確認は、熊本大学より交付された認定証の写しの提出をもって行う。

6 木育インストラクターの認定方法

各級の木育インストラクター養成講座を修了した者に対して、木育インストラクターとして認定し、熊本県知事より認定証（様式1）を交付する。

7 養成講座の実施方法について

木育インストラクター養成講座の実施方法等、その他必要な事項は、実施する年度において別途定める。

8 認定者名簿について

知事は木育インストラクターの新規認定時に氏名等を熊本県木育インストラクター認定者名簿（様式2）に登載する。

9 変更の届出

木育インストラクターは、様式2に記載した事項に変更があったときは、「熊本県木育インストラクター認定に係る記載事項変更届出書」（様式3）を届け出るものとする。

知事は、木育インストラクターから当該届出書が提出された場合は、名簿を変更する。

10 認定者の現況調査

知事は、熊本県木育インストラクター名簿の記載事項の変更の有無について、3カ年度毎に「熊本県木育インストラクター認定に係る記載事項届出書」（様式4）により調査を行い、必要に応じて変更する。

11 個人情報の取り扱いについて

本業務は、熊本県個人情報保護条例及び個人情報保護事務取扱要項に基づく登録対象事務としており、個人情報の目的外の利用及び提供を行わないこととする。

（附則）この要領は、平成27年8月6日から適用する。

（附則）この要領は、令和3年（2021年）3月10日から適用する。

（附則）この要領は、令和8年（2026年）5月8日から適用する。